

議案第31号

町有財産の無償貸付について（旧小峰小）

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

平成30年3月5日提出

山都町長 梅田 穰

1. 物件の所在

所 在 山都町小峰字引地1385番地（旧小峰小学校）

地 目 学校用地

面 積 17,344㎡

2. 貸付対象物件 旧校舎棟（鉄筋コンクリート造 1,650㎡）

3. 使用目的 障がい者自立支援法に基づく障がい者福祉サービスを行う施設

4. 貸付料 無償

5. 貸付期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）

6. 貸付の相手方 住 所 山都町神ノ前242番地15

氏 名 社会福祉法人 御陽会 明星学園

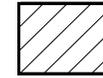
理事長 武元 典雅

提案理由

町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

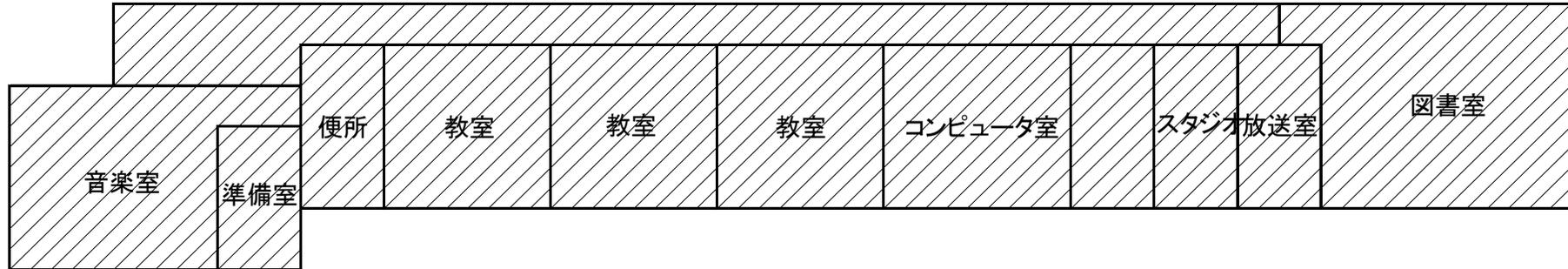
これが、この議案を提出する理由です。

旧小峰小学校



社会福祉法人 御陽会 明星学園

【2階平面図】



【1階平面図】

